

地域花壇設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は地域団体が安城市内に花壇を設置する場合において、当該団体に対し補助金を交付することにより、美しい環境づくりの促進を図ることを目的とする。

(補助の事業実施団体)

第2条 この要綱により補助金の交付を受けることのできる団体は、安城市内の町内会、自治会、老人クラブ、婦人会、青年団、子供会、商店街振興組合、その他これらに類する団体とする。

(補助の対象)

第3条 この要綱により補助の対象とする事業は次に掲げるとおりとする。

- (1) ブロック、モルタル、栗石、肥土、棚等花壇設置に必要な資材費
- (2) 整地、掘削、残土処理、ブロック据付等花壇設置に必要な労務費
- (3) 測量、諸雑費等工事管理費

(補助金の額)

第4条 1団体当りの補助対象事業費の上限は60,000円、下限は10,000円とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(補助金交付の申請)

第5条 この要綱に定める補助金の交付については、安城市補助金等の執行に関する規則の規定を準用する。補助金交付の申請をしようとする団体は、地域花壇設置事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書・設計書
- (2) 事業計画附近の見取図・現況写真
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、補助金交付申請書を受領したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い補助事業の目的及び内容が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は補助金交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することがある。

(決定の通知)

第7条 市長は補助金交付の決定をしたときは、すみやかにその内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助金の交付を申請した団体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた団体が当該通知に係る補助金の交付決定の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付決定通知の日から15日以内に申請の取下げをすることができる。この場合においては、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(書類の提出)

第9条 補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(第4号様式)
- (2) 補助金等交付請求書(第5号様式)
- (3) 完了写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 補助金は補助事業完了後交付する。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。